

[事案 23-218] 更新保険料返還請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

＜事案の概要＞

自動更新された定期保険について案内等がなかったことを不服とし、更新後保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 11 年 11 月に契約し、平成 21 年 11 月に更新された定期保険について、以下の理由から、更新後の 22 カ月分保険料の返還を求める。

- (1) もともと 10 年限定の条件で契約した保険であること。
- (2) 更新されることについて募集人から連絡がなかったこと。
- (3) 保険会社からの更新通知案内を見ていないこと。

＜保険会社の主張＞

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 自動更新は有効であり、他の契約者との公平性の観点において要求に応ずるべきではない。
- (2) 更新後 1 年 10 カ月を経過しており、その間、申立人からは、募集人および当社に連絡もなく契約は有効に継続されていた。
- (3) 更新後の保障は継続されている。
- (4) 更新案内は普通郵便で送付しており、他の通知物も含めて返送された記録はない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

（1）保険契約は、いわゆる附合契約で、約款に従って契約内容が定められ、取扱いがなされる。本契約の約款には、「この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の 2 週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、自動的に更新され継続するものとします」と規定されていることから、申立人がこの規定を認識していなかったとしても、保険会社が本契約を継続しない旨の通知をしない限り、契約は更新され継続することになる。

本契約を 10 年間限定の条件で契約したとの申立人の主張は、上記自動更新の規定を排除する合意の成立を主張するものと解されるが、契約時に、申立人が募集人に対し、10 年間限定の条件で加入する旨の申出をしたかについては、両者の言い分は異なり、また、そうした申出があったとしても、募集人には約款の定めを変更する権限はなく、保険会社がその申出を了承する必要があるが、保険会社が了承したと認めることはできない。従って、申立人の主張を認めることは困難と言わざるを得ない。

(2) 前記約款の規定からすると、保険契約者から保険会社に、契約を継続しない旨を通知しないと契約は自動更新となるが、保険契約者が保険期間満了の時期を正確に認識していることは稀で、保険会社としては保険契約者に対し、保険期間満了時期について注意喚起を図る配慮が必要といえる。

この点について、保険会社は、保険契約者の更新データに基づき、自動的に作成から発送まで処理するシステムを備え、更新前3か月に普通郵便にて更新案内書を送付しており、更新時期について注意喚起を図ると共に、更新拒否請求書を同封して、契約を継続しない旨の通知が容易に行えるようにしていることが認められる。

(3) 更新案内書が送付されていないとする点については、保険会社において、前記のシステムを備え運用していることから、申立人に対しても、更新案内書を発送していることが推認できる。また、申立人宛て郵便物の返却履歴はなく、現在の郵便事情においては、発送された郵便物が返送されない場合には、特段の事情がない限り、発送先に到達していると考えられ、更新案内書は、申立人に到達していると推認できるので、申立人の主張を認めることはできないと言わざるを得ない。

また、更新案内を募集人が直接連絡しなくてはならないとまでは認められないので、募集人からの連絡がなかったことをもって、申立人の主張を認めることはできない。